

一般競争入札公告

分任契約担当官
自衛隊山口地方協力本部長 荒 川 ゆ か り



下記のとおり一般競争入札を実施しますので、入札心得及び契約条項等承知の上参加されたく通知する。

記

1 競争入札に付する事項

品名、規格、単位、数量、履行場所及び期間

品 名	規 格	単 位	数 量	履行場所・履行期間
自動車ガソリン	仕様書（萩）のとおり。			

2 競争入札参加資格

- (1) 全省庁統一資格審査登録している者で、「物品の販売」の等級格付「D」以上の資格を有する者
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (4) 契約担当官から取引停止の措置を受けていない者
- (5) 都道府県警察から暴力団関係者として指定されていない者
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行う者

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「物品売買契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」並びに「単価契約に関する特約条項」とする。

4 入札説明会

実施しない。

5 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年8月31日（月） 14:00（時間厳守）
- (2) 場 所：自衛隊山口地方協力本部

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税10%（軽減税率対象品目については8%。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に相当する額を含めた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、適正な消費税を含めた金額を入札書に記載すること。

7 落札決定の方法

単価（内税方式）決定とし、落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同値による入札が2者以上あった場合は、くじにより決定する。郵便による入札の場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

8 入札保証金及び契約保証金

免除とする。但し、落札者が契約を結ばないときは落札金額の100分の5以上を、契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

9 契約書の作成等

- (1) 代理人による入札は、委任状（様式A4随意）を入札までに提出する。

10 入札の無効

- (1) 電信・電話又はFAXによる入札
- (2) 第2項に示す競争に参加する資格のないものが行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札
- (4) 入札者が「暴力団排除に関する誓約」に虚偽又は誓約に反する事象が生じたとき
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他

- (1) 入札参加希望の方は申し込み時に全省庁統一資格決定通知書（写）を提出し、入札参加資格の有無を確認後、入札書（暴力団排除に関する誓約書を兼ねる）を交付する。（令和8年8月17日（月）～令和8年8月28日（金）、土曜・日曜・祝日を除く9:00～16:30対応）
- (2) 郵便による入札は、令和8年8月28日（金）17時到着分までを有効とする。なお、入札書を郵便により発送後、自衛隊山口地方協力本部へ必ず便着の確認を行うこと。
- (3) この入札に関する公告は、下記に掲載する。
自衛隊山口地方協力本部掲示板及びホームページ
- (4) 入札等に関する連絡及び問い合わせ先
〒753-0092
山口市八幡馬場814 自衛隊山口地方協力本部 総務課会計班 担当：大原、小出
TEL 083-922-2325（土曜日・日曜日を除く9:00～16:30対応）
FAX 083-922-2303

仕 様 書 (萩)

1 目 的

この仕様書は、自衛隊山口地方協力本部が使用する燃料を購入する際における品質等の内容を規定することを目的とする。

2 品名・規格・予定数量等

品 名	規 格	単 位	予定数量	地 区
自動車ガソリン	2 号	ℓ	2 3 3	萩市

注：予定数量は給油量を保証するものではない。

3 給油を受ける車両数

車 種	台数	地 区
ガソリン車	2	萩市

4 納入場所

下記住所を中心とし、それぞれ概ね半径 3 km 以内の給油所（セルフスタンド不可）。

地 区	名 称	住 所
萩市	自衛隊山口地方協力本部萩地域事務所	萩市平安古町 5 9 9 - 3

5 納入期間

令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日

6 給油要領

- (1) 車番入りの給油票（4 枚綴り）を作成するものとする。
- (2) 給油は給油所において従業員が行うものとする。
- (3) 1 回の給油において 1 L 未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 代金の支払

売掛により 1 ヶ月分をまとめて翌月払とする。

8 検 査

契約担当官の指名する者が数量検査を行うものとする。

9 価格変動等による契約金額の変更

法令等の改定、その他予期することのできない事由に基づく経済情勢等により契約金額を変更することが適当と認められるに至った場合には、契約者間で協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

10 契約条項

- (1) 暴力団排除に関する誓約事項に基づく誓約を行うものとする。（入札書の提出をもって誓約したものとする。）
- (2) 落札決定後、速やかに納入可能な給油所の住所、名称等を連絡すること。

11 提出書類

- (1) 納品書については、事務所ごと 1 ヶ月分をまとめたものを 2 部ずつ提出すること。
- (2) 請求書(明細書)については、事務所ごと 1 ヶ月分の給油量が記載されているものを 1 部提出すること。
- (3) 給油票は給油の際、車両ごとに給油者へ提出すること。

12 その他

契約担当官が指定する書類を提出すること。また、本仕様書に示す内容等に疑義を生じた場合は、契約担当官に通報し契約担当官の指示を受けるものとする。

暴力団排除に関する誓約書事項に関する誓約に虚偽または反する事態が生じた場合、入札を無効とする。